

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

① 令和4年度の保険料について

令和4年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直しをしています。団塊の世代が75歳になり始めることによる医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、一部引き上げられることとなりました。被保険者の皆さまはご理解をお願いします。

均等割額
[被保険者全員が納める額]
44,400円(※1)

+

所得割額
[所得に応じて納める額]
基礎控除後の所得(※2)×8.80%(※3)

||

年間保険料
(100円未満は切り捨て)
限度額66万円(※4)

※1 令和3年度は44,400円(変更なし)。世帯の所得が低い方等には軽減措置があります。

※2 前年の所得から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

※3 令和3年度は8.30%。被用者保険の被扶養者であった方は所得割額の負担が免除されます。

※4 令和3年度は64万円

② 事故にあったとき(第三者行為による傷病届等について)

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず東通村役場へ届出してください。また、自損事故や業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

◆問合せ先

東通村税務住民課国民健康保険G
☎ 0175-27-2111
青森県後期高齢者医療広域連合
☎ 017-721-3821

LINE 公式アカウント
---ひがしどおりむら---

東通村

友だち
募集中
@vill.higashi



青森県 東通村 かんたちくん

とが経済的に困難になったものの申請を忘れていた期間がある方は、年金事務所または役場の国民年金担当窓口(税務住民課住民グループ)へご相談ください。

年金相談・手続きの際はご予約を!

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

●予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。

●お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

◆問合せ先

全国共通予約専用受付電話
☎ 0570-05-4890
むつ年金事務所
☎ 0175-22-4947

国民健康保険加入者のみなさんへ 人間ドッグ・脳ドッグを受診 しませんか

村では、病気の予防・健康の増進につなげるため、国民健康保険加入の人間ドッグ・脳ドッグ受診費用の一部を助成します。

受診費用の自己負担額で受診することができます。

◆対象者

30歳以上の国民健康保険加入者(ただし、2年連続の受診は対象外です)

◆受診費用等

●人間ドッグ(胃カメラ選択の場合)
《総額 36,420円》

《自己負担額 10,900円》

《指定医療機関 東通村診療所》

●人間ドッグ(胃エックス線選択の場合)

《総額 34,120円》

《自己負担額 10,200円》

《指定医療機関 東通村診療所》

●脳ドッグ

《総額 33,000円》

《自己負担額 8,200円》

《指定医療機関 ふじた脳神経クリニック(むつ市)》

◆申込方法

国民健康保険証を持参のうえ、村税務住民課国民健康保険の窓口で申請の手続きを行い、受診日の予約をしていただきます(希望日に受診できない場合もあります)。

◆申込み・問合せ先

税務住民課 国民健康保険G
☎ 0175-27-2111(内151)

お知らせ

募 集

イベント情報



お知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主)の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場の国民年金窓口(税務住民課住民グループ)へご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の国民年金担当窓口(税務住民課住民グループ)で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和4年度分(令和4年7月分から令和5年6月分まで)の免除等の受付は令和4年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付するこ